

四万十町まちづくり計画の変更について

【変更理由】

四万十町まちづくり計画は、合併特例法第5条に定められた市町村建設計画であり、合併後の四万十町のまちづくりを総合的かつ効果的に進めていくため、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画期間として策定されました。

国においては、東日本大震災により復興事業に専念する被災地への配慮と、震災の教訓や新たな巨大地震の想定などにより事業計画を見直す自治体が相次いだことから、合併特例債の発行期限を延長できる法改正が平成24年6月に成立しています。

このことから、本町においても喫緊の課題である津波避難対策を中心とした防災関連事業が、諸事情により平成27年度までの当初計画期間内に終了することができないことから、基金造成分も併せて5年間延長することとし、平成28年度以降も合併特例債を有効に活用する事業を実施可能とするため、計画変更を行うものです。

〔旧〕市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

第五条

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第七項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第五条の六第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

【変更内容】

今回の変更は、計画期間の延長を基本とした必要最小限の変更であり、基本方針や施策について変更を加えるものではありません。

すでに予定している合併特例事業の完了が遅延した場合においても、合併特例債の有効活用を図ることができるよう次のとおり変更するものです。

- ① 平成18年度から平成27年度までの10年間となっている計画期間について、5年間延長し平成32年度までとします。
- ② 計画期間の延長に伴い整合を図る必要がある財政計画について、これまでの実績等を反映させるとともに、平成28年度から平成32年度までの財政見通しを基に5年間延長します。

【合併特例債の活用状況と変更内容】

(1) 基金造成分

目的	<p>合併により地域の活力が失われないよう、地域住民の連帯と強化又は旧町村の区域における地域振興等のためのソフト事業に基金を積み立て、運用益を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新町の一体感の醸成に資するもの (イベント、新しい文化の創造、民間団体支援) ・旧町村単位の地域振興 (地域の行事、伝統文化の伝承、コミュニティ・自治会活動) 	
発行可能額	10億2,520万円(5割増しまで増額可能:15億3,790万円)	
執行状況	<p>平成18年度～平成26年度までの実績 基金積立額1億790万円/年×9年=9億7,110万円 (うち合併特例債発行額1億250万円/年×9年=9億2,250万円) [参考]平成26年度基金利子3,318千円⇒自治会活動支援事業へ充当</p>	
変更内容	前	<p>積立期間:平成18年度～平成27年度(10年間) 合併特例債10億2,500万円(積立額10億7,900万円)</p>
	後	<p>積立期間:平成18年度～平成32年度(15年間) 合併特例債15億3,750万円(積立額16億1,850万円) ※期間延長と発行可能(予定)額を増額(1.5倍)</p>

(2) まちづくり建設事業分

目的	<p>合併後の新町建設計画に基づき、合併に伴い特に必要と認められる経費について合併特例債を活用し、その効果を最大限発揮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設の整備 (道路や公園等の整備) ・均衡ある発展に資するための公共的施設の整備 (福祉施設や文化施設等の整備) ・新町の建設を総合的かつ効果的に推進するための公共的施設の統合整備事業 	
発行可能額	85億8,790万円	
執行状況	<p>平成18年度～平成26年度までの実績 合併特例債発行額63億4,750万円</p>	
変更内容	前	<p>実施期間:平成18年度～平成27年度(10年間) 合併特例債42億9,500万円(発行可能額の50.0%)</p>
	後	<p>実施期間:平成18年度～平成32年度(15年間) 合併特例債67億1,770万円(発行可能額の78.2%) ※期間延長と発行予定額を増額 (防災対策関連事業計画の追加と期間延長による)</p>